

開催年月日 平成28年9月30日（金）  
 質問者 日本共産党 佐野 弘美 委員  
 答弁者 保健福祉部長 村木 一行  
 医務薬務課長 道場 満  
 看護政策担当課長 東 秀明  
 施設運営指導課長 大平 幸治

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>三 医療スタッフの確保等について</b>                      病棟の閉鎖や、訪問看護・訪問リハなどのサービスが提供できないなど、地域の医療・介護は深刻な状況となっています。背景には、看護やリハビリを担う人材の不足があり、医療スタッフの確保は待たなしの課題であり、その推進を求める立場から、以下伺います。</p> <p><b>（一）医療従事者等の確保対策について</b>                      医療介護総合確保促進法等において、看護職やリハビリ職などの医療や介護に係る従事者の確保について、どのように規定されているのか。                      また、道は、医療従事者等の確保・養成のための事業をどのように実施してきたのか伺います。</p> <p><b>（二）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の役割について</b>                      次に、疾病や障がい有する人、高齢者の回復や地域での生活を支える理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の役割について、それぞれお答えください。</p> <p><b>（三）理学療法士等の充足等について</b>                      ご答弁のとおり、大変重要な役割であり、地域にかかせない人材であるといえます。                      「国の医療従事者の需給に関する検討会」第2回会合に、四病院団体協議会が、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の需給調査結果を提出したと承知しています。道内及び全国の理学療法士、作業療法</p>	<p><b>【医務薬務課長】</b>                      医療従事者等の確保対策についてであります。平成26年6月に制定された医療介護総合確保促進法では、都道府県が作成する地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画において、医療従事者及び介護従事者の確保に関する事業を定めることが規定されております。                      道では、地域医療介護基金を活用し、看護職員の確保に向けて、看護師等養成校の運営に対する助成やナースセンターにおける離職者への再就業支援などを行うとともに、理学療法士等のリハビリ専門職の確保に向けては、病床転換において必要となる理学療法士等の採用支援や資質の向上を図るための研修会などを実施しております。</p> <p><b>【医務薬務課長】</b>                      理学療法士等の役割についてであります。理学療法士と作業療法士は、理学療法士及び作業療法士法により、また、言語聴覚士は、言語聴覚士法により、医師の指示の下に、所定の業務に従事することが規定されております。                      理学療法士は、身体に障がいのある方に対し、主に生活の基本的動作能力の回復を図るため、体操等の運動などを行わせるものであり、作業療法士は、身体又は精神に障がいのある方に対し、主に社会的適用能力の回復を図るため、移動、食事等の日常生活活動に関する訓練などを行わせることとされております。                      また、言語聴覚士は、音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある方に対し、その機能の維持向上を図るため、言語訓練などを行わせることとされております。                      この3職種につきまして、高齢化が急速に進行する中、医療と介護が連携して取り組む地域包括ケアシステムの構築や障がいのある方々の地域生活を支えていく上で、重要な役割を担うものと考えております。</p> <p><b>【医務薬務課長】</b>                      理学療法士等の充足状況についてであります。本年5月に、全日本病院協会や日本医療法人協会などで構成する四病院団体協議会が実施した調査結果によりますと、理学療法士について、診療報酬の施設基準で必要な人員として充足していると回答した施設は全国で89.6%、全道は86.4%、患者</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>士、言語聴覚士の充足状況はどのようになっているのか伺います。</p> <p><b>(四) 増員の意向について</b> 2025年を目途とした3職種の増員の意向についてもお答えください。</p> <p><b>(五) 理学療法士等の雇用の意向について</b> 今、答弁された理学療法士等の充足状況が、基準上と運営上でギャップが大きいこと、また、今後の雇用について「未定」が多いことの要因等について、四病院団体協議会ではどのように言及しているのでしょうか。</p> <p><b>(指摘)</b> 医療機関としては、診療報酬や医療制度上の問題によって、患者の状態に応じ必要な人員数を確保できず、今後の雇用も躊躇しているということです。道としても、医療機関などから意見を聞き、改善を国に求めていくべきと指摘します。</p> <p><b>(六) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の現状について</b> 北海道の現状について、道内で従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士数はどのようになっているか、医療分野、介護分野それぞれで、主な圏域の状況をお答えください。</p>	<p>の状態に応じ必要な人員として充足していると回答した施設は全国で45.6%、全道は46.5%となっております。</p> <p>作業療法士につきましては、診療報酬の施設基準で必要な人員として充足していると回答した施設は全国で90.6%、全道は94.2%、患者の状態に応じ必要な人員として充足していると回答した施設は全国で42.9%、全道は51.9%となっております。</p> <p>言語聴覚士については、診療報酬の施設基準で必要な人員として充足していると回答した施設は全国で82.1%、全道は78.4%、患者の状態に応じ必要な人員として充足していると回答した施設は全国で41.3%、全道は52.8%となっております。</p> <p><b>【医務業務課長】</b> 理学療法士等の増員の意向についてであります。四病院団体協議会の調査結果によりますと、2025年までの雇用予定は、理学療法士について、増員予定と回答したのが全国で38.8%、全道は26.5%、未定と回答したのが全国で39.3%、全道は49.0%、作業療法士について、増員予定が全国で42.4%、全道は28.6%、未定が全国で35.0%、全道は46.4%、言語聴覚士について、増員予定が全国で33.7%、全道は27.3%、未定が全国で43.6%、全道は56.8%となっております。</p> <p><b>【医務業務課長】</b> 四病院団体協議会の調査結果についてであります。調査結果の「まとめ」におきましては、リハビリ専門職の充足状況が、診療報酬の施設基準上で必要な人員と採算や運営面で必要な人員とに大きな差があることに関して、基準はほぼ充足しているが、採算・運営面では、診療報酬と人件費のバランスにより、リハビリ専門職の雇用に消極的な施設もあり、リハビリを必要とする患者の増加に対して十分なリハビリを提供できていないとの見解が示されております。</p> <p>また、2025年に向けてのリハビリ専門職の雇用意向の質問で「未定」と答える施設が多かったことに関しては、今後の診療報酬の改定や医療制度の変更などの動向を見極めてから対応したいとする施設が多いことによるとの見解が示されています。</p> <p><b>【医務業務課長】</b> 理学療法士等の現状についてであります。医療分野では、厚生労働省への病院報告によると、平成27年10月1日現在、全道において、常勤換算で理学療法士3,471.2人、作業療法士2,388.3人、言語聴覚士817.5人となっております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(六：再) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の現状について</p> <p>理学療法士や作業療法士等について、医療分野では、南檜山は圏域内には3人、ほかにも20人未満の圏域が4つあることが分かりました。一方、介護分野は、全道の概数しかお答えいただけませんが、通所リハビリ、訪問リハビリの事業所指定状況は、主な圏域でどのようになっているのでしょうか。</p> <p>(七) 理学療法士等、医療スタッフの確保について</p> <p>実際にサービスを提供している通所リハビリの事業所が3か所以下の圏域が6あり、訪問リハビリに至っては、実際に提供している事業所が0の圏域が2つです。サービスを必要とする人に提供されているのか、検証する必要があると考えます。</p> <p>そして、医療スタッフの不足により、病院の存立や経営自体が成り立たないことが懸念されます。道として特段のスタッフ確保対策が必要ではないでしょうか。どのように今後取り組むのか、部長に伺います。</p>	<p>圏域別には、多い順に札幌圏で理学療法士1,735.2人、作業療法士1,220.4人、言語聴覚士438.7人、上川中部圏で理学療法士284.6人、作業療法士191.1人、言語聴覚士63.8人、南渡島圏で理学療法士264人、作業療法士178人、言語聴覚士70.8人となっています。</p> <p>一方、少ない圏域は、南檜山圏で理学療法士2人、作業療法士1人、言語聴覚士0人、遠紋圏で理学療法士13人、作業療法士5人、言語聴覚士0人、日高圏で理学療法士9.3人、作業療法士9人、言語聴覚士が2人となっています。</p> <p>また、介護分野では、厚生労働省の介護サービス施設・事業所調査によりますと、平成27年10月1日現在、全道の介護保険施設において、常勤換算で理学療法士471人、作業療法士388人、言語聴覚士114人となっています。</p> <p>なお、圏域別には、公表されておられません。</p> <p><b>【施設運営指導課長】</b></p> <p>理学療法士等の配置が必要な事業所の指定状況についてでございますが、平成28年8月31日現在で、全道の訪問リハビリテーション事業所は、2,299か所で、このうち、サービスを提供している事業所は、183か所となっております。</p> <p>また、通所リハビリテーション事業所は、3,951か所で、このうち、サービスを提供している事業所は282か所でございます。サービスを提供している事業所のうち、圏域別には、多い順に、訪問リハビリテーション事業所は、札幌圏域で61か所、十勝圏域で19か所、南渡島及び上川中部圏域で、それぞれ17か所となっております。</p> <p>一方、少ない圏域でございますが、南檜山及び北空知圏域で、0か所、留萌、宗谷、遠紋圏域で、それぞれ1か所、南空知、根室圏域で、それぞれ2か所となっております。</p> <p>また、通所リハビリテーション事業所は、多い順に、札幌圏域で93か所、南渡島圏域で26か所、上川中部圏域で、24か所となっております。</p> <p>一方、少ない圏域でございますが、南檜山圏域で1か所、北渡島檜山、北空知、富良野及び遠紋圏域で、それぞれ2か所、留萌圏域で、3か所となっております。</p> <p><b>【保健福祉部長】</b></p> <p>理学療法士等の確保についてであります。国においては、現在、「医療従事者の需給に関する検討会」における分科会の中で、地域医療構想との整合性を図りながら、2025年における理学療法士や作業療法士の需給推計の検討を行っておりまして、年内にその結果を取りまとめることとされております。</p> <p>道といたしましては、今後、回復期病床の拡大を図っていくことが必要と考えておりまして、地域医療介護基金を活用した理学療法士等の採用支援などに取り組んでいるところでございまして、今後は、国における需給推計の結果を踏まえ、関係団体とも連携しながら、理学療法士等の確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>(指摘)</b>  地域医療構想を前提とした国の需給推計を踏まえるのではなく、道内の実態を調査し、医療・介護・福祉の事業所らの声をよく聞き、人材確保の取り組みを強めるべきと指摘をします。</p> <p>次に看護職員の夜勤実態と人材確保について、伺います。日本医療労働組合連合会、医労連が行った2015年度夜勤実態調査によると二交代夜勤が増加しており、その半数以上が16時間以上の長時間夜勤、これが急性期、高度医療にも広がっていると指摘しています。また、看護師確保法基本方針に抵触する月9日以上の夜勤が三交代で4分の1以上、二交代では3分の1を占め、同じ医労連の別の調査では、仕事をやめたいが75%、理由のトップは人手不足で仕事がきつい。また、妊婦の3分の1が夜勤免除されず、3人に1人が切迫流産という深刻な実態を大変危惧するものであり、以下伺います。</p> <p><b>(八) 看護職員の夜勤の状況について</b>  北海道の看護職員の夜勤の現状について、二交代と三交代の割合、拘束時間、一人当たりの回数、時間外勤務を全国との比較と合わせて、お答えください。</p> <p><b>(九) 看護職員の夜勤に関する取り決め等について</b>  次に、道内における夜勤回数上限の取り決めの有無と、夜勤明けの休息時間の確保状況について、全国の比較も合わせて、伺います。</p>	<p><b>【看護政策担当課長】</b>  看護職員の夜勤等の勤務状況についてであります。日本看護協会においては、平成25年に看護職員が働き続けられる職場環境づくりを進めるため、「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」を作成したところであり、平成26年にこのガイドラインの普及に際して実施しました実態調査によりますと、看護職員の勤務形態につきましては、三交代制が全国21.7%、全道14%、二交代制が全国57.4%、全道68.3%となっております。</p> <p>また、このガイドラインで望ましいとしております「勤務の拘束時間を13時間以内としている」病院につきましては、三交代制の場合は、全国で82.2%、全道は90.3%、二交代制では、全国で19.6%、全道は15.2%となっており、一人当たりの平均夜勤回数につきましては、三交代制の場合、全国で7.8回、全道は8.2回、二交代制では、全国で4.5回、全道も4.5回となっております。</p> <p>また、看護職員一人当たりの平均時間外勤務につきましては、三交代制の場合は、全国で5.1時間、全道は6.8時間、二交代制では、全国で4.3時間、全道は4.2時間となっているところでございます。</p> <p><b>【看護政策担当課長】</b>  看護職員の夜勤回数の上限などについてでございますが、日本看護協会の実態調査によりますと、道内で夜勤回数の上限を定めている病院の割合につきましては、三交代制の場合、全国で71.0%、全道は61.3%、二交代制では、全国で52.5%、全道は46.4%となっているところでございます。</p> <p>また、夜勤後の休息時間の確保につきましては、ガイドラインで望ましいとする「1回の夜勤後に概ね24時間以上を確保するとしている」病院につきましては、三交代制の場合、全国で66.5%、全道は80.6%、二交代制では、全国で93.1</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(十) 看護職員の勤務状況への認識について 今伺った勤務の現状、夜勤に関する取り決め等の状況についての認識をお答えください。</p> <p>(指摘) 三交代よりも二交代が選ばれる背景には、人手不足で夜勤が月9回以上と多い、勤務間隔が短く、まともな休日が確保できないという困難があります。全国と比べても北海道は三交代勤務での回数と時間外勤務が多い、二交代勤務も多いことから、北海道が全国と比べても看護師不足が深刻で勤務実態も過酷であることが窺えます。以前、二交代の看護師から二交代はきついけど、三交代よりはマシという声を聞きました。5日分の夜勤をまとめて働いて、しっかり休めるという理由ですが、今答弁されたように二交代で1回の夜勤後に24時間以上の休息を確保している病院は100%ではなく、2回連続夜勤で48時間以上は60%未満、長時間夜勤をしても丸一日、丸二日の休みも確保されない、二交代になったからしっかり休めるかというところではなく、やはり三交代で月8回以下を実現するべきであり、人材確保が急務であることを指摘します。</p> <p>(十一) 夜勤による影響について 次に、長時間の夜勤による看護職員の心身の健康や医療事故のリスクへの影響についての認識を伺います。</p> <p>(指摘) 看護協会のガイドラインでは健康、安全、生活の3つのリスクと欧米の長時間夜勤によるリスクの調査も紹介しています。8時間よりも12時間夜勤で医療事故のリスクが高まり、16時間夜勤は海外ではないのでデータはないとのこと。看護師にとって有害で医療の質と安全を脅かす長時間夜勤は本</p>	<p>%、全道は94.7%となっており、「2回連続夜勤後には概ね48時間以上を確保するとしております」病院につきましては、三交代制の場合、全国で25.9%、全道は32.3%、二交代制では、全国で62.3%、全道は58.9%となっているところでございます。</p> <p><b>【看護政策担当課長】</b> 看護職員の勤務状況についてでございますが、道内における夜勤等の勤務状況につきましては、全国と比較いたしまして、二交代制の割合が高く、その拘束時間も長くなっておりまして、三交代制におきましても、全国と比較いたしまして一人当たりの夜勤回数が多く、時間外勤務も長くなっているところでございます。</p> <p>また、夜勤回数の上限を定めております病院の割合についても、全国と比較して低い状況となっております。道といたしましては、夜勤体制の確保等の勤務環境の改善が課題になっているものと考えているところであります。</p> <p><b>【看護政策担当課長】</b> 長時間の勤務による看護職員の健康への影響などについてでございますが、看護業務は、患者の生命と健康を守るという社会的な責務があり、やりがいのある職業である一方、夜勤や交代制勤務を行いながら、人の生命を左右する判断や処置をしなければならぬなど、強いストレスや緊張感を伴う職業でありまして、疲労による医療事故のおそれも考えられるところでございます。</p> <p>道といたしましては、患者の生命と健康を守るためには、看護職員が安全で健康に働き続けられる職場環境の整備が重要であるというふうに考えているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>来あってはならないことと指摘しておきます。</p> <p><b>(十二) 今後の対応について</b>  ご答弁では、看護職員が安全で健康に働き続けられる職場環境の整備が重要とのことですが、道として、今後どの様に対応していくのか伺います。</p> <p><b>(指摘)</b>  道はこれまでも人材確保や職場環境の整備に努めてきたと思いますが、それでもまだ深刻な実態にあることを指摘しなければなりません。昨年始まった支援センターも周知や助言等であり、医療機関の自主的な取組の支援だけでは限界があると思います。国会では、我が党の議員が看護師の夜勤実態を指摘し、これを受けて厚労省が病院の勤務環境に関するアンケート調査を実施し、大臣は勤務環境改善の必要性を強く実感したと答弁しています。道もこの調査を参考にして、今後の取組や需給見通しに反映させていただきたいことを指摘をしまして、次の質問に移ります。</p>	<p><b>【保健福祉部長】</b>  看護職員の職場環境の整備についてであります。道では、看護職員等の健康の保持や医療従事者の確保、さらには医療事故の防止の観点から、医療機関における勤務環境の改善に向けた取組は重要であると考えておりました。平成27年2月に、医療機関のニーズに応じて、勤務環境の改善について、総合的・専門的な支援を行う「北海道医療勤務環境改善支援センター」を設置いたしまして、相談対応、アドバイザーの派遣などの支援や研修会の開催などの啓発活動に取り組んできております。</p> <p>道いたしましては、今後とも、こうした取組を着実に進めますほか、地域医療介護基金を活用した院内保育所の設置支援を行うなど、北海道看護協会等、関係団体と密接に連携をしながら、看護職員の勤務環境の改善に努めてまいります。</p>